

令和4年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

会 議 録

令和4年10月26日（水）

（於 日本平ホテル1階 「日本平」）

関 東 地 方 知 事 会

令和4年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

1 日 時 令和4年10月26日（水）13：00～14：45

2 会 場 日本平ホテル1階「日本平」

3 出席者

会長	静岡県知事	川 勝 平 太
	東京都知事	小 池 百合子
	茨城県副知事	小野寺 俊
	栃木県知事	福 田 富 一
	群馬県副知事	津久井 治 男
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	山梨県知事	長 崎 幸太郎
	長野県知事	阿 部 守 一

4 協議事項等

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 令和5年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について
- (3) 子どもの安全管理の徹底に向けた取組みについて（決議）
- (4) その他

5 会議内容

(1) 開会

○事務局

皆様お集まりでございますので、ただいまから令和4年度第二回(秋)関東地方知事会議を開会いたします。

私は、事務局を担当しております静岡県知事戦略局の鈴木でございます。以後進行を務めますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、会長であります静岡県の川勝知事からご挨拶申し上げます。

(2) 会長挨拶

○会長

一言ご挨拶を申し上げます。

「こちよく晴れたる秋の青空にいよいよはゆる富士の白雪」

これは大正天皇の御製でございますけれども、今日はまさに、そのような美しい日本晴れになりまして、関東知事会のために、お忙しい中、はるばる静岡県までお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

また、今年の熱海土石流、また先月の台風15号による甚大な被害が静岡県に出ました。こうした甚大な被害に対しまして、昨年来ご心配をいただき、また様々なご支援を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

このホテルは10年前に建て替えられまして、今上陛下もご逗留されたところでございます。今日はこの「風景美術館」にふさわしい日和になりました。

富士山、伊豆半島、駿河湾、それから南アルプス、茶畑、全部世界クラスであります。

ちょうど来年、富士山が世界遺産になりまして10年目を迎えます。富士山が世界遺産になって以降、世界クラスの人材並びに地域資源をリストアップしてきましたが、今131件になりました。金メダル、銀メダルをとった人や、最近では寺谷用水や香貫用水、源兵衛川が世界かんがい施設遺産になったりしているのですが、大体1か月に1件以上の割合で、現在、131件になっております。

そうしたことが恐らく反映されて、来年静岡県は、日中韓の文部省会議で、「いわゆる文化の首都になってください」と。「東アジア文化都市になってくれ」ということをごさいますして、文化の花を咲かせたいと思っております。関東一円から富士山が遠望ができますので、ある意味で「関東ふじのくに圏」と言っていかなと思うぐらいでございます。

そうした“ふじのくに”で、今日は一部の方にお食事を楽しんでいただきましたが、439品目という日本一の食材を誇っておりますして、温泉もあり、また温泉文化を群馬県から発信しようということをごさいますので、私どもも、できる限り皆様と協力しながら日本の力を上げていきたいと、関東の地域の魅力を上げていきたいと思っております。

今日は限られた時間でございますけれども、所定の議事をしっかりとやりまして、意見交換をいたしまして、実りのある関東知事会となりますようにご協力をお願い申し上げまして、歓迎の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局

それでは、これから先の進行は、会長にお願いしたいと思ひます。川勝知事、よろしくお願ひします。

(3) 再任知事挨拶

○会長

それでは、協議の前に、前回の会議後に再任されました知事がお1人いらっしやいます。本年8月に長野県知事選で再選されました阿部守一知事であります。一言ご挨拶をお願いいたします。

○長野県知事

まず初めに、台風15号災害で被災された皆様方に、改めてお見舞い申し上げたいと思います。

今、川勝知事からご紹介いただきましたように、8月の県知事選挙で再選を果たさせていただき、4期目に入りました。夏の全国知事会で皆様方が奈良に集まっているときに、必死に選挙活動をさせていただきました。そういう意味で、皆さんとお目にかかるのは久しぶりということになります。改めて地域の発展のため、地方自治の発展のため、皆様と力を合わせて取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(4) 協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 令和5年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について

○会長

それでは協議に入らせていただきます。お手元の次第に従って進めてまいります。

初めに、4の(1)「国の施策及び予算に関する提案・要望について」の協議をお願いいたします。資料1、「提案・要望事項について」を1枚おめくりいただきまして、提案・要望事項一覧をご覧くださいませ。この一覧にございますように、共同提案として1項目、各都県からのご提

案として 10 項目の、計 11 項目について協議をお願いいたします。11 の項目ごと、提案都県からの趣旨説明の後に意見交換を行ってまいります。時間に限りがありますので、発言は端的におまとめくださいますように、円滑な議事の進行にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

初めに、「地方分権改革の推進について」であります。これは共同提案ということでございますので、私から説明をさせていただきます。

「1 地方分権改革の推進について」は、共同提案として毎年提案・要望を行っている事項でございます。

地方分権改革の着実な推進を図っていく必要があることから、真の地方分権型社会の実現に向け、「国と地方の役割分担の適正化」など 9 項目、また、真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向け、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援」など 18 項目、合わせて 27 項目につきまして提案・要望を行うものでございます。

以上でございます。

それでは、この項目につきまして、皆さんからもしご意見、ご発言がございましたらば、挙手の上、お願いいたします。

どうぞ、山梨県知事。

○山梨県知事

ありがとうございます。いずれも私どもは賛成をいたします。

その上で、特に地方公務員法の改正に関しまして、今後定年延長ですとか、あるいは社会全体がジョブ型雇用に移行する中で、やはり公務員の雇用体系にも大きな影響を及ぼすものだと思います。したがって、この地方公務員法の改正のご提案は、まさに時宜を得たものだと高く評価いたしますが、他方で、どういう改正を行うべきなのか、もう少し詳細を、私ども地方側の意見として考えを煮詰めたほうがよろしいのではないかとということで、例えばこれは知事会で研究会を立ち上げるとか、そ

うというような取組を是非してはどうかと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

他に意見はございますか。どうぞ、茨城県さん。

○茨城県副知事

ありがとうございます。茨城県です。

今の「地方分権改革の推進について」というテーマの中で、地方公務員法の改正について、私ども茨城県のほうから提案をさせていただき、盛り込ませていただいたものです。

これから詳細はもちろん詰めていく必要があると思いますが、発想として、これから地域間競争がますます激しくなる中で、優秀な人材をいかに確保していくか。そして、その人材をいかに育てていくかといったときに、今の公務員制度の中では、画一的な面が強くて地方の特色もなかなか出せないという面があると思います。そこを何とか突破して、地方独自で柔軟に、勤務条件ですとか給与のことも含めてできるようにならないかという、少し従来の発想を変えていく必要があるのではないかという観点から出させていただいたものです。

是非ご議論いただいて、どこまでできるのか、どこまでやるべきなのかということについて、ご検討いただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

○会長

他にございますか。それでは、長野県知事。

○長野県知事

私は国家公務員のとときに地方公務員を所管していましたので、当時と全く真逆の立場で発言しますが、この茨城県からのアイデアと、それか

ら長崎知事の発言に私も賛同するものであります。

どうしても地方公務員法のつくりや条文が、国家公務員法に準拠。これは色々な勤務条件や給与がです。そういう意味では、国家公務員制度が変わらないとなかなか地方公務員制度が変わらないことがずっと続いてきています。これはお話のとおり、公務員の働き方だけではなく、民間の皆さんの働き方も非常に多様化してきています。長野県も、今民間企業の副業人材を積極的に活用しようということや、例えば農業の手伝いなどもっと地域活動に県の職員が従事できることや、営利企業従事許可制度を柔軟の運用をやっていますが、しかしながら、究極のところは法制度のところでもどうしてもできない限界事例があります。

長崎知事がおっしゃるように、少し我々の研究を深めて、「ここはもう今の時代には必要ないんじゃないか」ということをしっかり提案していくことが必要になってきていると私も思います。今のこのご提案と、それから長崎知事の「研究してはどうか」ということについて賛同させていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。それでは、大野知事。

○埼玉県知事

ありがとうございます。

共同提案の内容、それから長崎知事のご提案に両方とも賛成の立場で、1点だけ、共同提案でございますので、「真の地方分権型社会の実現」の4の「計画策定等の見直し」についてコメントをさせていただきたいと思います。

我々の問題意識としては、やはり事実上策定しなければならない法定計画が増え過ぎているのではないかと。法律により地方に計画の策定を求める規定の数が平成13年に197件だったのが、全国知事会の調べで390件に増えています。その中には、できる規定になっているけれども、実際には国庫補助金等の交付、地方債の交付等の要件となっていて、事

実上策定せざるを得ないといったもので、また策定することに目的が置かれてしまっているような感があるものも多く、今年の6月の「骨太の方針2022」において「必要最小限のものとする」といって盛り込まれたことは高く評価いたしますけれども、原則として計画等の策定を求める法令の規定や通知は新たに設けるべきではないと我々は考えておりますところ、是非4についても強く賛成をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○会長

他にご意見ございますか。

それでは茨城県のご提案でございますけれども、原案はご賛成ということで、長崎知事からご提案がございましたように、研究会でしっかりとこの要望に肉づけをしていくということで、差し当たって本件につきましては原案のままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。それでは、そうさせていただきます。

続きまして、東京都から「2 今冬に向けた電力需給ひっ迫への対応について」、ご説明をお願いいたします。

○東京都知事

ありがとうございます。

まず、川勝知事におかれましては、本日のこの日本晴れまでご用意いただきまして、誠にありがとうございます。一方で、この間、大変な大雨による断水が続いてご苦労があったこと。被災された皆様方に、またお困りになった皆様方にお見舞い申し上げます。

さて、東京都からの提案でございますけれども、この冬に向けました電力需給ひっ迫への対応という極めてリアルなご提案でございます。

言うまでもありませんが、今我が国は、基本的に、エネルギー、食料、そして国家の安全保障。全て安全保障に関係する一番重要な点が非常に懸念をされているところでございます。そして、エネルギーの安全保障ということにつきましては、ロシア・ウクライナ情勢で顕在化していること。そして長引くということ。これらの点が、火力発電所の稼働停止などがこれからいつ起こるか分からないというような不安もある中で、電力危機のリスクというものは、我々の生活、また経済に直面しているわけでございます。

ちなみに、東京におきましても、この夏は猛暑日が歴代最多ということになり、また特に6月末から9日連続で猛暑日を記録いたしました。電力需給ひっ迫注意報が発令される事態となったわけでございます。

7月に、今日お集まりいただいている皆様方の中の1都8県で共同メッセージを取りまとめて、省エネルギー・節電を呼びかけたところでございます。この1都8県は何かというと、明確に申し上げますと東京電力管内ということになります。都におきましても、H T T運動ということで、ここに今日もバッジをつけておりますけれども、電力の消費を「減らす」、それから「創る」「蓄める」ということで、それで「H T T」と呼んでおりますけれども、これを進めて、都民の皆様方のご協力もいただいたところでございます。

いずれにしましても、省エネ・節電の取組に加えて、休停止中の火力発電所の稼働。これによって、この夏は電力の深刻な危機を回避することができた。とはいえ、これから冬に向かうわけございまして、国のエネルギー対策の進展で電力予備率は改善が見込まれるというような情報は得ておりますけれども、今申し上げましたように、稼働中のかなり高齢化した火力発電所が、どのような形で急に止めなければならなくなるのか。さらには、想定をしていない異常気象がどういう形でやってくるのか。こういった点についての備えが必要ということでございます。

そこで、我々1都9県がこうやって3年ぶりに顔を合わせているわけでございますので、まず足元の危機を乗り越えるために、都民、そして県民、事業者が一体となって、この冬の確実な電力確保に向けた備えを

固めるといふ点から、合わせると5点になるんですが、これを国へ提案・要望していきたいと考えております。

1点目ですが、この冬の安定的な電力需給の実現を目指して、引き続き電力の供給力の確保に向けた対策の徹底。

2点目が、電力需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知についてでございます。需給ひっ迫警報、注意報の発令や発信について、国が責任を持って、正確かつ早期の情報発信を行っていただきたい。また、需給ひっ迫準備情報を含めて、あらゆる手段を講じて国民・事業者に電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

3点目が、需給ひっ迫時に国民・事業者に求める具体的な節電行動。これも周知・徹底してほしいと。これら警報、注意報の発令に伴いましての節電要請については、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標・効果などについて、国民・事業者に伝えてほしいと。やはり国民、都民、県民は、みんな合理的な判断もしますし協力もして下さる。「そのためには正確な情報をできるだけ前広に教えてもらわなければ」ということであります。

4点目ですけれども、小売電気事業者などが行います、いわゆるDR（ディマンド・レスポンス）についてであります。この支援をお願いしたいと。このDRですが、一刻も早く、より多くの事業者が導入、実施をすることができますように、財政的、技術的支援などの取組を行ってほしいという国への要望。

5点目、最後になりますが、省エネ対策の推進について、高効率設備・機器などの普及や、建築物のゼロエネルギー化の実現に対しての支援の継続・強化をお願いすると。

以上の事項を関係各省庁へと働きかけることを提案したいと思しますので、皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○会長

小池知事、ありがとうございました。ご意見等ございますでしょうか。

それでは、大野さん。

○埼玉県知事

ありがとうございます。

都知事のご提案に賛成の立場から申し上げたいと思いますし、特にこの冬に向けてのひっ迫状況を我々が共有するということはとても大切だと思っています。

特に私のほうからは、4のダイヤモンド・リスponsなんですが、この関東地方知事会がちょうど重なっている東京電力管内においては、2018年の1月に、下げダイヤモンド・リスponsの要請が10日連続、計13回ということで、実は世界で歴史上最も長い間ダイヤモンド・リスponsが発動した地域で、しかも10日を超えた段階で企業が音を上げてしまうので、これ以上ダイヤモンド・リスponsできないということが起きた世界最悪の場所が、まさにこの東京電力管内でございます。

我々としては、やはりそのダイヤモンド・リスponsをしっかりとやることもそうなんですが、その前に、この3や5をしっかりと併せて行うということが極めて重要だと思いますし、実際にそういったことを初めて人類が経験した場所ですから、そこからこういったことの合わせ技というか、提案するということがとても有意義だと思うので、東京都の取組を前向きに捉えて、我々が現実の問題としてやっていく必要があるという立場から賛成をさせていただきたいと思いますし、他方、ダイヤモンド・リスponsについては、こういったことが全て込みじゃなければならないということを改めてコメントさせていただきたいと思います。特に修文とかそういう話ではございません。よろしくをお願いします。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは、この東京都知事のご提案は原案どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

最後になりますが、台風 15 号のときに東京都から給水を多大にいただきまして、本当にありがとうございました。

続きまして、茨城県から「地方のイノベーション創出に向けた人材確保と基盤整備について」、お願いいたします。

○茨城県副知事

ありがとうございます。

それでは、資料は 29 ページになります。

提案の背景・趣旨につきましては、前文に書いてあるとおりでございますが、我が国を取り巻く環境が大きく変化をし、これまでとは全く状況の異なる、いわゆる「非連続の時代」と私どもは申し上げておりますけれども、そうした不確実性の時代を迎えていると認識しております。

こんな中で活力ある地方社会を実現していくためには、まずは地方からイノベーションを生み出していく必要があるという認識に立ちまして、地方において、国籍や性別、年齢などにかかわらず多様な人材が活躍する社会づくり、あるいはカーボンニュートラル、自動運転といった新たな潮流を捉えた社会基盤の整備が今こそ求められているのではないかというような考え方から、今回新たに提案をさせていただいたものでございます。

中身は大きく 2 つの柱がございます。初めに、1 つ目の柱としては「多様な人材の確保・育成」であります。

そのうち、まず「外国人材の活躍促進」につきましては、外国人材について、地方社会にとっては今後なくてはならない存在であるわけですが、一方で、ご案内のように、技能実習制度についていろんな問題点も指摘されております。外国人の方が日本人と同様に地域に溶け込んで安心して働き、十分にその能力を発揮できる環境をつくっていくために、

この技能実習制度の抜本的見直し。例えば家族帯同を認めるとかということについて、検討・見直しについて要望をするものであります。

あわせて、日本語教育の充実について要望したいと思います。

2つ目が、「外部人材を活用した質の高い教育の実現」。中身は教員免許制度の見直しであります。

これから英語教育、あるいはプログラミング教育は、社会をリードしていくに当たりまして大変重要な教育と考えておりますが、一方で、特にプログラミング教育などを教える専門人材がなかなか現場に不足しているということがございます。多様な専門性を持つ社会人が学校現場でより活躍をすることができるよう、教員免許状制度の見直しについて要望するものでございます。

2つ目の柱は「イノベーション創出に向けた社会基盤の整備」であります。

そのうち、まず「カーボンニュートラルの推進」につきましても、カーボンニュートラルへの対応については、地方経済にとっても大変これから重要な課題になるわけですが、本県も独自のプロジェクトによりまして、現在産学官が連携して取組を進めているところであります。

そういった中で、企業のほうから、先行投資を行うに当たりまして、「エネルギー供給の今後の具体的な道筋がなかなか見えない」といった不安の声も聞かれており、国において、2050年に向けた、より具体的なロードマップを示していただくとともに、企業と自治体が連携した取組に対しても支援をしていただくよう要望するものでございます。

最後は、「自動運転技術を活用した地方交通基盤の整備」であります。

自動運転技術については、今後の地方の交通のいろんな課題を抜本的に解決する手段として大変大きな期待が寄せられているわけですが、一方で、事業者がこの自動運転を導入しようとした場合、車両等の安全対策基準など、実用化に向けて解決すべき課題がまだまだ残されておりますことから、国において技術運用面の具体的な基準を作成するなど、事業者が安心して自動運転を導入できるような環境整備を要望するものでございます。

茨城県からは以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○会長

ありがとうございました。はい、福田知事。

○栃木県知事

ありがとうございます。茨城県の提案に賛同いたします。

そこで、提案の中にあります「カーボンニュートラルの推進」についてですけれども、国全体で当然取り組むべき喫緊の課題であります。そして国の積極的な役割も求められていると思います。

7月の全国知事会議で、私のほうから、気候変動に対応するための農業分野の連携。具体的には、国が主導して、各都道府県独自の技術、あるいは分析機器、研究成果。これらの相互活用の仕組みづくりを進めるように、財源の確保と併せて要望いたしました。

この会議で、15年ぐらい前だと思えますけれども、千葉県の堂本知事から「うちのほうにはヤマビルがいっぱいいて困っている」という話を聞いたのですね。今、栃木県はどんどんヤマビルの生息域が増えていまして、シカとかイノシシが運んでいると言われていましてけれども、せっかく豊かな自然があっても、「山に行くとヒルに血を吸われるぞ」という状況になっていまして、これも気候変動の影響でシカが生息しやすくなっているので、これに伴いヤマビルも拡大している可能性もあるのではないかと。県として、ヤマビル退治に何かいい薬はないのかと。「環境森林部だけでなく、農政部も頑張れ」という話をしましたら、農業試験場で「重曹も忌避剤として効く」と。こんな結果をまとめたのですね。こういった情報を各都道府県が持ち寄ることが今非常に重要だと。

さらに、温度が上がれば上がるほど、白濁米、まずい米ができてきてしまいますので、それに対応する取組も必要だと。それを個々の都県でやっていたのでは、残念ながら同じ研究をおのおのがやっていると。それを飛び越して次の段階に進んでいかなければなりませんので、是非と

も国が中心になっての仕組みづくりを求めていきたいと考えております。地方の抱える様々な課題の解決に向けて、イノベーションの創出、その基盤整備について、国には、しっかりと音頭取り、あるいは支援を求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○会長

修文を求めていらっしゃるのでしょうか。それとも、基本的に賛成ということでよろしいでしょうか。

○栃木県知事

賛成です。

○会長

分かりました。どうもありがとうございました。
それでは黒岩知事。

○神奈川県知事

ありがとうございます。

茨城県の提案に賛成する立場から、特に外国人技能実習制度の見直し。これについて一言申し上げたいと思います。

神奈川県では、令和3年10月末時点で約1万3,000人の技能実習生を受け入れておりますけれども、神奈川労働局の報告によりますと、県内の受入れ企業においても賃金の不払い等の法令違反が発生しております。この外国人技能実習制度につきましては、国際貢献という本来の制度趣旨からかけ離れた過酷な労働を強いる事例でありますとか、日本人上司から受けるパワハラなどの人間関係におけるトラブルに巻き込まれる事例が散見されるなど、速やかに対応すべき課題だと考えております。そういった意味で、制度の抜本的見直しを求める茨城県の提案に賛同したいと思っております。

これまでも本県では、外国人が安心安全に過ごせるよう、日常生活全

般の相談については「多言語支援センターかながわ」、また労働問題や労使関係については「かながわ労働センター」にも相談窓口を置いて対応してまいりました。このような相談窓口をより多くの方にご利用いただけるよう、これまでも周知の徹底に取り組んできたところであります。

加えまして、この外国人技能実習制度は国の制度であります。県としても、これはしっかりと連携する必要があるという中で、外国人技能実習機構との連携を図ることが非常に重要だと思っております。技能実習生から相談があった場合には、この外国人技能実習機構の相談窓口にまずはしっかりとつなげるということ。そして相談体制を充実させるということが大事なことだと考えております。

また、県内中小企業に、外国人材活用のメリットでありますとか、外国人労働者の職場環境の整備などについて好事例を紹介していくといったこともやっていきたいと考えておりまして、こういった意味で茨城県の提案に賛同したいと思っております。

ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。それでは阿部知事。

○長野県知事

私も茨城県のご提案に賛同する立場で、特にこの人材確保のところの教育の部分で少しコメントをさせていただきたいと思っております。

日本全体で人口減少が急速に進む中で、これからの日本の未来を左右するのは、人材をどう確保するか、どう育成するかということにかかっていると思っております。

その中で、先ほどの公務員制度の多様化とも少し似通った部分ではありますが、教員免許を持たないと教壇に立ってしっかり教育を行えないというのが基本になっている制度は、そろそろ変えていかなければならないと思っております。本県も、例えばインターナショナルスクール等で一条校を担っているところに特別免許を発行し、現行制度の中でできるところ

について工夫をさせていただいていますが、より多様な学びの場をつくっていくためにも、この教員免許制度をより柔軟なものにしていかなければいけないと思っています。

政府の教育未来創造会議に私も参加して、その趣旨を発言させていただいておりますし、また中央教育審議会でも今教員免許制度の見直しが進められている状況ですので、是非ここは強く政府に提案して、しっかりと地域の実情に合った免許制度の見直しが行われるように求めていくことが重要だと思いますので、関東地方知事会一丸となって、強くこの点を主張していただければありがたいと思います。

以上です。

○会長

阿部知事、ありがとうございました。それでは長崎知事、どうぞ。

○山梨県知事

ありがとうございます。私どもも茨城県さんのご提案に賛成をいたします。

その上で、「カーボンニュートラルの推進」の部分につきまして、是非とも再生可能エネルギーによります水素の低コスト化への支援の要素を追加をしていただければありがたいと思います。

ご案内のとおり、水素は脱炭素社会の実現のための1つのキーとなるものだと思いますが、現状でいきますと、天然ガスと比較しますと極めて高価になっていて、普及は進んでいない状況でございます。

したがって、是非、国の後押しによりまして、水素価格の低廉化。例えば需給両面への支援制度ですとか、あるいは水素導入を支える共助制度。熱FITのようなものなんかがあるかと思いますが、その共助制度の創設などの支援を、是非、知事会として、国に対して求める中身に追加をしていただければありがたいと思います。

○会長

いかがでしょうか。

水素は、今山梨県で先端的にやっておられます。実際私も拝見しましたけど、実用化されておりますので、こういうご発言に結びついているのだと思います。

これを加筆するということですが、いかがでしょうか、茨城県さん。

○茨城県副知事

特に異論ございません。

○会長

問題ありませんか。それでは、このカーボンニュートラルのところに水素について修文をして書き加えるということで、文章については後で事務局でまとめると。

○山梨県知事

よろしくどうぞ、お願いいたします。

○会長

よろしゅうございますか。他にご意見あるでしょうか。

それでは、今の長崎知事のご発言を加筆するというので、あとは原案どおり認めていただくということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございました。

それでは続きまして、栃木県から「先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大について」、お願いいたします。

○栃木県知事

ありがとうございます。

まず、静岡県内で水害等で被災を受けられました皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

また過日、「いちご一会とちぎ国体」が開催されまして、各都道府県から多くの選手団を派遣していただきました。また、知事の皆様方、関係者の方々の中でも、栃木県においでをいただきまして、選手の皆様方への激励を数多くいただいたと思いますけれども、改めてお礼を申し上げます。一言、東京は世界級で、日本を代表する選手がいっぱいいて強いということが分かりました。大いに世界で活躍をしてもらいたいと思います。

この後、10月29日からの全国障害者スポーツ大会、栃木県では初の開催になりますけれども、そちらのほうの競技にもしっかり力を入れて、感染防止対策も含めて取り組んで、大会を無事終了させてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

栃木県からの提案である先天性代謝異常等検査ですけれども、平成30年の厚労省の子ども家庭局からの通知に基づいて、20の疾患を対象として新生児マススクリーニング検査を実施して、神経障害等の重大な健康障害が生じるような先天性代謝異常の早期発見・早期治療に努めてまいっております。近年、技術が進歩してきたことから、この検査で診断可能な疾患が増加しております。そのため、大学や検査機関などで、早期発見・早期治療の重要性が高いとされている疾患の新生児マススクリーニング検査を研究事業として導入している事例が見られます。

栃木県におきましても、この4月から、重症複合免疫不全症と脊髄性筋萎縮症の2疾患を対象として研究事業が開始されました。検査におきまして、脊髄性筋萎縮症の乳児を1人発見し、早期治療につながったところでございます。これは、生後4日から6日の間に、かかとから採取した少量の血液を用いて検査をするというものでございます。生まれつきの病気で、生まれてすぐに治療を開始する必要があると。それで命を助けることができると。

ちなみに、重症複合免疫不全症は5万人に1人。何もしなければ多くは1歳未満で亡くなると。それから、脊髄性筋萎縮症については2万人に1人。何もしなければ、大体2歳までに亡くなるという病気ですけれども、新生児マススクリーニング検査で見つければ、治療で生きながらえることができると。普通の生活ができると。こういう状況に今日なつてまいりました。異常に気づいたときには病状が進行して治療効果が見込めない難治性疾患でございます。発症前に診断・治療することで、健常児に近い生活が可能となります。

重症複合免疫不全症につきましては、生ワクチン接種によって重篤な感染症を発症するおそれがある疾患でもあります。令和2年10月から定期予防接種となりましたロタウイルスワクチンについては、生後6週から接種可能であるため、予防接種による健康被害を避けるためには、新生児マススクリーニング検査によってワクチン接種前に疾患を診断する必要があるということでございます。

つきましては、全ての新生児が平等に恩恵を受けられるように、早期発見・早期治療の重要性の高い重症複合免疫不全症と脊髄性筋萎縮症等の希少難治性疾患についても、先天性代謝異常等検査の対象、すなわち20疾患プラスアルファにするよう拡大を要望するものでございます。何とぞご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは千葉県知事、お願いします。

○千葉県知事

栃木県の提案・要望に全面的に賛同いたします。

先ほど福田知事からご紹介いただいた、大学や検査機関で研究事業として実施をしているという例がございましたけれども、まさに我々千葉県の「かずさDNA研究所」が、令和2年度に県内の医療機関と連携を

して、県内で生まれた新生児を対象に、この脊髄性筋萎縮症の新生児スクリーニング検査を全国に先駆けて試験的に実施をいたしました。

出生後速やかに発見することで、適切な医療につなげて症状の進行を食い止め、また早期に難病として特定されることで様々な支援を受けることができます。

ただ、一方で、この試験期間中、先天性代謝異常等検査と併せて無償で検査を提供したときには、ほぼ全ての県内の新生児が検査を受けられたんですけども、試験期間が終わって有償化した後の検査数になると、県内新生児の半数以下、4割ほどにとどまっております。こうした検査を全国一律で無償化すれば、より多くの新生児に対して効果的な医療を提供できると私どもは考えております。

国において、こうした希少難治性疾患を全国一律で先天性代謝異常等検査の対象疾患とすることで、一人でも多くの子どもが早期治療の恩恵を受けられるようにしていただきたいと思っておりますので、大いに賛同させていただきます。

○会長

熊谷知事、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは、これはこの原案どおり要請するということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございました。

それでは続きまして、群馬県から「生活保護における居住地特例の適用について」、お願いいたします。

○群馬県副知事

ありがとうございます。

まず、山本知事が議会日程との兼ね合いで参加できません。私が代理

で出席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

静岡県では、9月の台風15号によりましてライフライン等に大きな被害を受けられ、まだ一部道路で通行止めが続いているということをお伺いしておりますけれども、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、群馬県は33ページでございます。「生活保護における居住地特例の適用」について提案をさせていただきました。

生活保護は、原則として被保護者の居住地の自治体が所管することとなっており、施設入所に伴い住所を移した場合には、施設所在地の自治体が生活保護を実施することになります。その中で、いわゆる介護付きの有料老人ホームに入居する場合に限り、入居前の居住地の自治体が引き続き実施責任を負う、いわゆる「居住地特例」のルールが設けられております。

しかしながら、現状、あっせん業者が仲介をして介護付き以外の有料老人ホームに生活保護受給者を入居させる事例が散見されており、都道府県間、あるいは同一県内の自治体間で、老人ホームの設置数が多い自治体に生活保護の実施のための財政負担等が集中するといった事態が生じております。介護保険におきましても同様の特例措置が設けられておりますけれども、こちらは全ての有料老人ホームの入所者に適用されることとなっております。

また、そういった状況にご配慮いただき、元の居住地の自治体が引き続き実施責任を負っていただいているというケースもございますけれども、結果として生活保護の実施要領と異なる取扱いになってしまっているということでもございます。

以上のことから、国には、このような実態を考慮いただき、生活保護の居住地特例の適用対象を介護保険の取扱いと一致させるなど、実態に即した見直しや統一的なルール作成を行っていただくよう要望させていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○会長

津久井副知事、どうもありがとうございました。

ご意見ございますか。それでは大野さん、どうぞ。

○埼玉県知事

ありがとうございます。

同様の意見が県内の複数の市町村から提出をされておりまして、埼玉県では、平成20年以降、保護の実施要領、医療扶助運営要領及び介護扶助運営要領の改正に関する意見として、厚生労働省に対し、実施責任の規定の見直しを度々要望してきましたが、かないませんでした。

他方、平成24年度以降は、県内に限って保護の実施責任については介護保険の所在地特例に準じて取り扱うということ、それぞれの自治体のご理解を得て、県内自治体では実現をしています。ただ、この扱いは、先ほど申し上げたようにご理解をいただいていることですが、保護を実施する自治体の財政負担の均衡を確保する見地からも生活保護の実施責任は規定されておりますので、是非、群馬県の提案に賛成ですし、平成20年度以降なかなか実現しないといったこともありますので、この関東地方知事会で一致して要請していただくと大変ありがたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは、本件につきましては原案のままということによろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

それでは続きまして、埼玉県さんから「地域医療介護総合確保基金（医療分）における暴力・ハラスメント対策事業の明確化について」、お願いいたします。

○埼玉県知事

「地域医療介護総合確保基金（医療分）における暴力・ハラスメント対策事業の明確化」について、ご提案を申し上げたいと思います。

資料を見ていただきたいんですが、まず1番目、「提案の背景」ですが、2025年までには団塊の世代が全て75歳以上となります。このような中で、医療や介護をできる限り住み慣れた地域で受け、人生の最期を迎えることができる環境の整備が必要と考えます。そのためには、在宅医療や介護の担い手となる人材の確保や、安心して働くことができる体制の整備が急務です。

こうした中、今年の1月、本県ふじみ野市において、在宅の現場で散弾銃立てこもり事件が発生し、医師が殺されたほか、同行していた医療従事者も重傷を負うという大変痛ましい事件が発生いたしました。在宅医療の担い手となる方々が安心して働くことができる体制の整備は不可欠だと改めて痛感しました。

事件後、緊急の取組として、医療・介護の現場における暴力・ハラスメント対策に関する研修動画の配信や、警察にご協力をいただき、警察安全相談の周知なども実施をいたしました。

併せて、在宅医療・介護従事者を対象に実施したアンケート調査によると、「在宅における医療・介護の現場で患者・家族等から暴力やハラスメントを受けたことがあるか」という問いに「ある」と答えた方が50.7%と半数を超えています。また、そのうち「どんな暴力・ハラスメントを受けたか」の問いに対しては、脅迫などの精神的暴力が52%と半数を超え、さらに身体的な暴力が20%と大変厳しい状況であります。

このような中、課題でございますが、平成26年度に消費税増収分等を活用して創設された地域医療介護総合確保基金は、地域の実情に応じた取組が実施できるとされておりますが、当該基金事業として「暴力・ハ

ラスメント対策に必要な取組を実施できる」と明示されているのは介護分だけで、医療分については明示されていません。

本県では、ふじみ野の事件を受け国に掛け合って、医療分についてもこの基金を活用することを何とか認めていただきましたが、今後も継続的に基金の活用が認められるかどうかについては不透明でございます。

そこで要望内容として、まず1点目として、地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業区分に、医療機関等における暴力・ハラスメント対策推進事業を明確に記載をし、安定的な制度運用を図っていただきたいと思っております。

そして2つ目として、1点目の医療機関における暴力・ハラスメント対策推進事業においては、都道府県が地域の実情に応じた暴力・ハラスメント対策を実施できるよう、標準事業例を幅広く設けるとともに、柔軟な運用を認めること。この2点を是非、要望していただきたいと思っております。

医療分に暴力・ハラスメント対策推進事業が明確に位置付けられ、多くの自治体でも取組が進めば、暴力・ハラスメント防止に対する機運の醸成が図られ、住民の理解もより進んでいくものと期待をしているところでございます。是非、よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。ご意見ございますでしょうか。

(なし)

それでは、本件につきましては原案どおりということでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは続きまして、千葉県熊谷知事から「安全安心な情報通信基盤の運用等について」、ご説明をお願いします。

○千葉県知事

まず改めて、台風 15 号等によって被災された皆様方に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

我々千葉県も、3年前、台風 15 号、さらには大雨によって、9月、10月と大変大きな被害を受けまして、皆様方からも様々な形でご支援をいただきました。改めて、こうした災害時における地方自治体同士の結びつきの重要性というのを痛感をしておりますし、我々も率先して他地域の被災に対して支援をしてまいりたいと考えております。

私ども千葉県のほうからは、「安全安心な情報通信基盤の運用等」について国に要望することを提案いたします。

まず初めに、「携帯電話サービスの通信障害への対応」についてであります。

今年の7月に発生をいたしました携帯電話サービスの大規模な通信障害では、新型コロナウイルス感染症患者への健康観察に係る連絡であったり緊急通報などに支障が生じたほか、物流、銀行システムなど、国民生活や社会経済活動にも様々な影響が生じました。国では、9月末に「事業者間ローミング等に関する検討会」を立ち上げたところであり、年内には基本的な方向性を整理するとしておりますけれども、この間も度重なる通信障害が発生をしております。

近年、台風などの自然災害が多発しており、携帯電話サービスが利用できない事態はあってはならないことでもあります。また、今後さらにデジタル技術が幅広い分野に浸透していくことが確実視される中で、この情報通信基盤の運用に支障が生じれば、社会全体にさらに大きな影響や被害をもたらすことが懸念をされます。スピード感を持って対策を進めることが極めて重要であると私どもは考えております。

そこで1点目として、国が主導したローミングの早期実現に向けた事業者間の連携強化等により、障害発生時におけるバックアップ体制の構築を図るよう求めることを提案いたします。

次に「多発するサイバー犯罪等への対応」についてでありまして、社会の急速なデジタル化に伴ってサイバー犯罪による被害が社会問題化

しております。中でも、SMS、ショートメッセージ機能付きのデータ通信専用SIM。こちらは契約時に本人確認の義務づけがありません。ですので、架空請求詐欺メールであったりフィッシングにこうしたSIMが悪用され、金銭をだまし取られるなどの被害が発生をしております。

さらに、企業や団体を標的にネットワーク機器の不備を突いた、いわゆる「ランサムウェア」によるサイバー犯罪も多発をしております。私ども千葉県においても、学校のサーバーがランサムウェアに感染をいたしまして、児童・生徒の個人情報暗号化されて使用できなくなってしまうという被害が発生をしております。誰もが安心して社会経済活動を行うためには強固なサイバーセキュリティ対策が不可欠であります。

こうしたことから、SMS機能付きデータ通信専用SIMを提供する事業者による契約時の本人確認の義務づけを制度化すること。また、ランサムウェア等の脅威やネットワーク機器等の適切な保守管理の重要性について一層の啓発・対策を行うことを国に要望することを提案をいたします。

私のほうからは以上です。

○会長

熊谷知事、どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。ご意見はございますでしょうか。

(なし)

それでは、本件につきましては原案のまま要請するという事によろしゅうございますか。ありがとうございました。

次は神奈川県さんですけど、今席を外されておりますので、山梨県さんを先にしてよろしゅうございますか。

○山梨県知事

はい。

○会長

それでは、山梨県知事から「医療DXの推進に向けた『日本医師会が発行する医師資格証』の普及促進について」、ご説明をお願いします。

○山梨県知事

ありがとうございます。

まず改めまして、さきの台風被害に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

山梨県の提案でございますが、本県におきましては、新型コロナウイルス感染症患者さんの見守り管理、あるいはオンライン診療など、医療DXに積極的に取り組んでいるところでございます。

この医療DXの推進に当たりましては、ハード面におけるセキュリティー対策はもとより、医療情報などへ不正にアクセスができないように、有資格者の認証システムを万全に講じておく必要があると考えております。この点におきまして、日本医師会が発行する医師資格証を活用すべきものだと考えます。

この医師資格証ですが、厚生労働省におきまして医籍との照合を実施するとともに、暗号化などのセキュリティー対策が施されており、偽造や悪用のおそれが少ないものと承知をしております。医療情報などへのアクセスやオンライン診療における資格の証明に加えまして、例えば採用時の資格確認ですとか、大規模災害時の支援活動における身分証明にも活用が可能であります。

また、私ども山梨県におきましては、日本医師会が提供して下さっています電子版かかりつけ連携手帳と連動したオンライン診療システムを県が開発し、今無償で公開をしているところです。

このシステムでは、医師資格証を用いましてオンライン上で厳格な医師の資格確認を行った上で、この電子版かかりつけ連携手帳に格納され

ました患者の医療情報の確認ができるということになっております。

なお、この医師資格証ですが、日本医師会の会員さんは無料で取得できるわけですが、他方で非会員は有料となっていることから、今本県におきましては全額を補助してこの取得を促しております。

国におきましては、この資格証を、医師の資格を証明する携帯可能な唯一の手段として認定し、日本医師会の会員・非会員を問わず、国の責任において全国全ての医師が所有できるよう普及促進に取り組むことを要望したいと思います。

以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

この件につきまして、ご意見ございますでしょうか。

(なし)

よろしゅうございますか。それでは、本件につきましては原案のままということで要望させていただきます。よろしゅうございますね。

ありがとうございました。

○山梨県知事

ありがとうございます。

○会長

まだ黒岩知事がお戻りにならないので、次は静岡県の「防災・防疫対策等の推進について」でございますので、私のほうから先に説明をさせていただきます。

静岡県からは、「地震・風水害対策などの防災対策」と、「新型コロナウイルス感染症をはじめとする防疫対策」について、一貫して提案して

まいります。それでは、提案内容のうち、今回新たに追加した主なものをご説明させていただきます。

42 ページをご覧くださいませ。

まず、「地震・風水害対策等の推進」のうち、1の「地域の国土強靱化の取組への支援」についてであります。

先月、台風15号による甚大な被害を受け、国土強靱化をさらに強力に進めていくことの重要性を、改めて感じたところであります。また、皆様方のご支援に対しましても改めて感謝をするところでございます。

このため、5か年加速化対策事業に基づく財政上の支援措置の充実を図るとともに、事業完了後の令和8年度以降においても、必要な予算・財源の安定的な確保について、国に対し要望するものであります。

次に53ページに飛びます。11の「土砂等の不適正処理に関する対策の強化」についてであります。

昨年7月に本県の熱海市で発生した大規模な土石流災害を踏まえ、盛土等による災害から国民の身体・生命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」が成立いたしました。

今後は盛土規制法で厳しく盛土を規制することになりますが、違反行為に対して是正命令等を行っても、違反者が是正せず、結果として自治体の負担により措置を講ずることが必要となる事例も見込まれますことから、違反行為を抑止し、または違反者の自主的な是正を促す制度の整備や、最終的な解決手段である行政代執行への財政支援制度の創設を国に求めるものでございます。

最後に「防疫対策等の推進」についてであります。

54ページであります、「2 防疫体制の整備等」でございます。

国は、「内閣感染症危機管理庁（仮称）」の設置など、次の感染症危機に備えるための対応の方向性を示されておりますが、都道府県レベルにおきましても、感染症対策の司令塔機能や科学的知見に基づく分析、また情報発信機能の強化、医療機関のネットワーク構築等が必要であります。

かねてから私は、国防は「防衛」と「防災」と「防疫」の3本柱から

成ると主張しておりますが、防疫は国防の1つであると存じます。

本県では、感染症対策の司令塔機能等を担う、仮称でございますが、「ふじのくに感染症管理センター」を令和5年度に開設することを決めておりまして、今準備中であります。

国におかれましては、都道府県が、真に実効性のある感染症対策ができるように、財源措置を含め、具体的な制度設計を早急に行っていただくように要望するものであります。

以上であります。

この件につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

小池知事、どうぞ。

○東京都知事

賛成の立場から発言をさせていただきます。

昨今の自然災害の猛威というのは、これまでの想定をはるかに超えるものでございます。先日は、東京の島ですけれども、青ヶ島というところはなんと1時間に120ミリの雨が降ったということで、想像をはるかに超える状況でございます。今日お集まりの皆様方の各地におかれましても、毎年次々と新しい災害が新しい形で出てきているという状況かと思えます。

改めて治山・治水は国の基であるということを考えますと、今円安で様々課題は山積しておりますが、一方でプラスになるのが、林業であったり、それから農業であります。むしろこれらの需要を、国内、また海外でもマーケティングをすることによって、瑞穂の国のお米をもっと海外に和食とともに、また、炊き方とか、もしくは最初からパックになっているライスであるとか、いろんな売り込み方があるわけでございます。イタリアのパスタなど、イタリアのブランドがついていると主婦はみんな喜んで買っていると。同じようなことは、日本食というヘルシーな、また、小麦粉とは違って、米粉にしますとグルテンフリーということで健康志向にぴったりなんですね。

ですから、ここはちょっと発想を変えて、ずっと農水省も「減反、減反」でやってきて、急に「増産」と言ったら「何をすべきなのか」とかあるかと思いますが、「今ゲームチェンジをせよ」というのが、この円安が市場から日本に送ってきているメッセージじゃないかと強く思います。

そういう意味で、全国知事会で国産木材活用プロジェクトチームというのを手挙げさせていただいて、全員お入りになっていただいている。

是非この辺も、それぞれ林業をもっと機械化するであるとか、ロボットとか、様々な新しいイノベーションも起こっているわけですから、是非この点を、特に東京などは、お米についても、それから林業についても、消費力を生かして、需要はつくるものだと思いますので、ここは皆様方関東知事会と連携しながら、風水害対策、治水・治山、これらのことも踏まえながら進めていくという点で、強く支持をするものでございます。

そしてまた、来年は関東大震災から100年という年でもあります。改めて富士山の問題も、危機管理の観点からはいろいろ分析しなければならない。コロナについても、会長がお話しになりましたけれど、やはりこの気候変動、自然災害、そしてコロナ、先ほども防疫ということもお話にありました。

それも含めて、是非、1都9県が一体となって防災対策に取り組むためにも、新たな会議体をつくったらどうかということもご提案させていただきたいと思います。

この地域で守り、そして地域で助け合うということは、この数年間、改めてその必要性をひしと感じている皆様でございますので、是非、そういう方向に進んだらどうかという提案でございます。

よろしく申し上げます。

○会長

建設的な提案、ありがとうございました。

それでは、山梨県の長崎知事、どうぞ。

○山梨県知事

ありがとうございます。

静岡県さんの提案に全面的に賛同いたしますとともに、また今、小池知事からお話がありました、新たな防災の会議体についても、大変すばらしいアイデアだと思ひまして、是非、私どもも参加をさせていただきたいと思ひます。

その上で、防疫体制のところ、先ほど静岡県さんで、来年感染症対策センターを設立されるというお話がありました。この点では、東京都さんがいち早くつくられまして、また私ども山梨県も、今年の4月からこの感染症対策センターを立ち上げました。

我々の県なんかは規模が小さいものですから、様々な知見をいただく意味でも、是非、各都道府県でこの感染症センターをつくっている場合は、その連携をするような交流をさせていただければ大変ありがたいと思ひます。

これは国への要望というよりは、むしろ皆様へのお願いごとでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

どうもありがとうございました。

それでは大野さん、どうぞ。

○埼玉県知事

ありがとうございます。ご提案に賛成の立場でございます。

また、都知事からお話があった件についても、その防災の範囲がちょっとよく分からなかったんですけれども、食料安保等が入るのかどうかとか、原則大賛成なんですけれども、ちょっとその辺をまた事務方で精査をさせていただきたいということをお願いをさせていただきます。

その上で、私のほうから提案者に対してちょっとお願いなんですけれども、55ページの3（1）なんですけど、全くご指摘のとおりで、医療従

事者が不足する地域への国による人材育成、派遣体制の整備は大賛成なんです。他方で、医療施設等、つまり病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設への医師や看護師の労働者派遣は、労働者派遣法により禁止されてしまっているという現状がございます。そういったしますと、大賛成ではあるんですけども、実は高齢者施設などで看護師が感染してしまうと、高齢者施設は1名ぐらしか看護師がいないものですから、そのときに派遣をしようと思っても、実はこの項目が邪魔になって派遣できないというのが現状でございます。

そこで、もし付け加えていただくか、あるいはこの中に含まれているという解釈かのどちらかでよろしいと思うんですが、感染拡大時には、緊急的に各施設において医師や看護師の確保ができるよう、労働者派遣に関する規定の緩和を行えるよう国に要望することを、是非ここに加えていただくか、あるいはその中に入っているというご理解か、どちらかをお願いしたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○会長

どうもありがとうございました。

これは明確に書き込んだほうがいいのではないのでしょうか。

それから、先ほど小池知事がおっしゃったことは、国土強靱化に関わる手入れをすると、森や治水や治山をしながら、同時に攻めもするということで、日本の第一次産業を励ましていくと、同時にそれが、水害や、あるいは山崩れなどを防いでいくことにつながるという脈絡で、この防災のところでご発言があったものと理解しております。

他にございますか。

○東京都知事

今に加えて、いいですか。

○会長

どうぞ。

○東京都知事

知事のおっしゃるとおりです。やはり緑を守るということは、すなわちそこに流れ込む川を守り、そして山を守ると。水産業をやる方が山に登って、木の間伐をやっているというのは、まさに自然の生態系を考えての話ですから。

どこまで何をするかというのは、是非、事務方のほうで整理をしながら、どういう連携が最も実効性が高いのかという具体的な方法を模索する。そのために、1都9県というのは、川でつながり、山でつながり、風の向きであるとか、いろんな意味で連携する価値があると思っております。

○会長

どうぞ、大野知事。

○埼玉県知事

ありがとうございます。

是非、その方向で事務方で精査していただいて、効果的な連携を私どももお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○会長

他に。どうぞ、阿部知事。

○長野県知事

小池知事のご提案は、我々、農業・林業を生業とされている方が多い県としては非常に心強いご発言だと思います。

長野県も治水対策に非常に力を入れていかなければいけないということで、台風19号災害以降取り組んでいますが、やはり流域治水の考

え方で、例えばため池や水田をできるだけ維持して保水能力を高めなければいけないと思いますし、また森林も、林業の活性化という観点だけではなく、多面的機能、とりわけ防災機能は非常に重要でありますので、そういう意味では、先ほども、田安の状況を活用してもう1度農業や林業を活性化させる。

そして、私も今週末からオーストラリアへ行ってきましたが、農産物の輸出あるいは林業も、なるべく国産材を利用してもらおう、これは小池知事にリードしていただいて大変ありがたいです。国産材の利用のムーブメントを是非、起こしていきたいと思います。大賛成でありますので、よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

それでは、55 ページにおける医療提供体制の3（1）のところ、大野知事からのご提案を加筆して修文するというところで。

それから、小池知事、また阿部知事からございました、これはどちらかというところと防ぐほうでありますけれども、防ぎながら攻めるというスタンスをここにどのように書き込めるか、事務局で調整させていただくということではよろしゅうございますか。

(異議なし)

どうもありがとうございました。では、そうさせていただきます。

それでは、神奈川県知事が戻られましたので、黒岩知事のほうから「希望する人が希望する人数の子どもを持てる社会の実現について」、ご説明をお願いします。

○神奈川県知事

先ほどは失礼いたしました。

本県からの提案について、この「神奈川県資料」というものをご覧い

ただきたいと思います。「希望する人が希望する人数の子どもを持てる社会の実現について」を提案させていただきたいと思います。

まず1、「提案の背景」でありますけれども、国の「少子化社会対策大綱」では、少子化対策の目標として、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率であります希望出生率 1.80 の実現が掲げられておりますけれども、現実の合計特殊出生率は 1.30 と遠く及んでおりません。

また、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によりますと、夫婦が理想とする子どもの人数は 2.25 人でありますけれども、実際に予定している子どもの人数は 2.01 人となっております、理想と現実乖離が生じているということでもあります。

これまで国と地方公共団体においても、子ども・子育て支援の充実・強化を図ってまいりましたが、現状では希望する人が希望する人数の子どもを持てない社会となっております。

2の「現状と課題」をご覧くださいと思います。

夫婦が持ちたいと思う子どもの人数、いわゆる理想の子ども数を持っていない理由について、妻の年齢が 35 歳未満の若い層では、約 8 割の方が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由を挙げております。次いで、「これ以上育児の心理的、身体的負担に耐えられないから」「自分の仕事に差し支えるから」といった回答が多く、若い世代が出産・子育てにかかる費用と、仕事と家庭の両立に不安を抱えていることが読み取れます。

次に裏面をご覧ください。

子育てを担う若い世代を取り巻く環境について、2つのデータをご紹介します。まず、左側のグラフをご覧ください。

1997年と、その20年後の2017年における30代の所得分布を示したものであります。20年間で400万円から700万円の所得層の割合が大きく低下し、一方で100万円から300万円の低所得層の割合が増加していることがお分かりいただけると思います。

次に、右側のグラフをご覧ください。男女別の育児休業制度の利用率

を示したものでありますけれども、女性の取得率は80%を超えている一方で、男性の取得率は10%程度と依然として低い水準にとどまっています。

若い世代が抱えるこうした課題を解決し、希望する人が希望する人数の子どもを持てる社会を実現するためには、若者の経済基盤の安定や、子育てにかかる経費の軽減、さらには「仕事か子どもか」を選択することではなく、誰もが仕事と育児を両立できる働き方を実現するなど、社会構造自体の大胆な変革が必要であります。

そこで、「3 提案内容」をご覧ください。

国において統一的に取り組んでいただくべき事項として5項目を挙げております。

まず、子育てや教育に係る経済的負担の軽減に向けた提案としまして、「1 出産育児一時金の額の引上げ」。「2 子どもを持つ世帯に有利な税制・保険・年金制度等の充実」。「3 全国一律の子ども医療費助成制度の創設など、子ども医療の充実・拡大」。

次に、仕事と育児を両立できる働き方への見直しに向けた提案として、「4 育児休業取得促進などの対策・支援の強化」。「5 テレワークの推進など、子育てにやさしい職場風土の醸成の促進」。

以上について、関東地方知事会として国に対し要望することについて提案させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

これについて、ご意見等ございますでしょうか。小池知事、どうぞ。

○東京都知事

神奈川県知事のご提案に賛同させていただきます。

先日、コロナ禍における各国の出生率の違いというのを見たんですね。如実に分かることは、日本と韓国以外は伸びているということだったん

です。これは一体何だろうなど。

そしてまた、特に日本の場合の「女性だ、男性だ」という、もともとの無意識の思い込みがかなりまだきついのがこの国で、育児休業のお話も、女性は80%取っているけれども男性はまだまだだというお話がありました。ただし、女性は80%以上取っているというのも、私はおかしいんじゃないかと常々思っているんですね。

つまり、皆さん出産以前に辞められますので、そこの母数にそもそも入っていないんですよ。だから、そういう意味で、社会全体が少子化にならざるを得ないような制度というよりも意識のほうが非常に強い。残念ながら、なかなか子育てがしづらい状況がまだ続いている。法律は変わりましたが実施もされているけれど、これからかもしれません。

そういう意味で、意識の中で、こちらに書いていただいている「育児休業取得促進などの対策」のところで、要は「育児休業」って、何か「休んでサボる」みたいなニュアンスがあるのはどうかなというので、いろいろ公募もいたしまして、結局東京都では「これは業だ」ということで、いろんなご意見もあると思いますけど、「育児休業」ではなくて「育業」にしようということ、今それに合わせて、法律の名前は変わっていませんけれども、そういう形で「意識から変えていかなきゃね」と。これを進めているところであります。こういうマークも作ったりして、「みんなで支えていきましょう」ということで、家事・育児のワンポイントアドバイス。男性も育児や家事をやっていくと。

言葉って結構重要で、国会の経験、まだ知事全員現役でいらっしやいますけど、よく「外遊」というように書かれるじゃないですか。外遊って、それぞれ仕事で行っているのだから遊んでいるわけじゃないけど、なぜか「遊んでいる」という言葉がついているというのは、何かおかしいんじゃないかという目で見られがちですよ。

それから、例えば遊牧民なども、英語だと「nomad」なんですけれども、遊牧民の生活って、自然と闘っているのだから、24時間すごく緊張の中で彼らは暮らしているんですね。だから、「遊んでいる」という言葉がついていると、「何か楽ちんそう。いいな」と。実際は違うと思うんですね。

こういうように、言葉がもたらす意識が結局いろんな問題をつくってきているのではないかと。意識がなかなか変わらないのは、そういうところなんじゃないかなと、ちょっとこだわって、こういうところを変えてきているところでございます。

そうはいつでも、「あなたが休んじゃうと会社が困るから、もう帰ってくる場所はないよ」などと言われるようなことが、これから制度的にも変わることを期待いたしておりますけれども、是非、今日お越しの知事で、こういうことなどもいろいろ工夫をして進めていただければと思います。

やっぱり人口動態がどのような形になるのかは基本的に社会の一番の基盤のところですから、それらをよく見ながら、どう制度と意識と、それからいろんな技術。いつも「心技体」と言っているんですが、ここをどのようにして進めていくかを考える。また、それを実行するという意味では、神奈川県知事のご提案は極めて重要だと。賛同させていただきます。

○会長

ありがとうございました。阿部知事、どうぞ。

○長野県知事

神奈川県のご提案に全面的に賛成であります。

日本の課題は様々ありますが、本当に中長期的に見たときには、子どもの数が少ないことは最も深刻な国家的課題ではないかと思えます。

そういう意味では、こども家庭庁の設置と併せて、地方の側からもっと国の積極的な取組を促していくことが重要だと思いますし、例えば、このご提案の3番目にありますように、子ども医療費助成は全都道府県市町村が実施していて、これは基本的に我々の立場は「もうナショナル・ミニマムになっていますよね」という発想。しかし、国はそこに全く手を出さない。そして、あろうことか国保の減額調整措置のように逆に足を引っ張ることになっている。そういう意味では、国全体の発想を、「も

っと子どもを産み育てやすい環境をどうつくるか。希望出生数を本当に産んでいただけるような環境をどうつくるか」ということにしっかりとシフトさせていく必要がある。これは個々のご家庭の皆さんの幸福度の問題にも関わる話であると同時に、今あらゆる産業分野で人手が足りない。

このまま少なくとも当分は人口が減り続けることが確定してしまっている。もう今でも遅いぐらいですので、ここは相当踏み込んだ対策を国に求めていくことが必要だと思います。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

これからは「育休」を「育業」ということで、確かにそのとおりですね。

それでは、本件につきましては原案どおりということではよろしゅうございますか。

(異議なし)

どうもありがとうございました。

それでは、最後になって申し訳ありませんが、長野県から「人口減少下におけるICTを活用した学びの保障について」、ご説明をお願いします。

○長野県知事

最後でありますので、簡潔にご説明します。

学びの在り方も、ICT、IT化が進む中で、もっと多様化をさせることによって、子どもたち一人一人の能力をしっかりと伸ばしていくということが重要だと思っています。そういう意味では、多様な学び方、あるいは多様な学びの場をつくるということが重要だと思っています。そういう観点で、2点今回ご提案しています。

1つは、中学校等における遠隔教育の推進ということで、現状、遠隔教育特例校制度というのがあります。例えば、長野県のような過疎地域を多く抱えているような場所では、他の学校とつないでオンラインで学ぶということが、子どもたちの能力を引き出し、また他の学校の子どもたちとも一緒に学んで触れ合える。非常に色々な意味でメリットがあるわけではありますが、現状は、文部科学省への申請や報告が必要という形になっておりまして、なかなか十分活用されていないという実情があります。例えば指定申請も、申請期間は8月から10月までしか受け付けないということになってますので、どうしても実際やってみたくてもなかなかハードルがあって踏み込めないという市町村が多い状況です。そういう意味では、これはもう国の関与はやめていただいて、都道府県教育委員会の判断でできるようにしてはどうかというのが1点目でございます。

それから2点目は、義務教育段階における通信制学校ということで、高校レベル以上は通信制の学校がかなり普及していますが、現状は中学校等の義務教育段階においては通信制の学校が認められていません。もちろん基本は通信制によらない学びの場で子どもたちが集うことが重要だとは思いますが、ただ、子どもたちも様々な環境があり、様々な能力特性を持っている中で、全く例外なく認められないということではなくて、本当に必要な子どもたちにとっては、そういう選択肢を提供する。通信制で学ぶということも必要だと考えております。

そういう意味では、これも多様な学びの場をつくるという観点から、小中義務教育学校の通信制を制度上認めてもらい、我々都道府県や市町村の判断で設置をできるようにしてもらいたいというのが2点目でございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご意見ございますか。どうぞ、茨城県さん。

○茨城県副知事

ありがとうございます。

今の提案の内容のうち、遠隔教育特例制度の見直しについては、本県で意見を出させていただいたところ、盛り込んでいただいたものでありまして、感謝を申し上げたいと思います。

今、阿部知事のほうからおっしゃっていただいたとおり、これからどんどん遠隔教育が進んでいくと思われる一方で、文科省の面倒くさい手続がまだ残っているということで、これは都道府県の教育委員会に任せてもらって全然問題ないものだと思いますので、是非、ここは撤廃して広げる方向に行きたいなと思っていますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは、今、茨城県副知事のお話にもございましたように、これは原案のまま要望するというところでよろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして提案・要望事項の協議は終了いたしますが、この各提案・要望事項のうち、本日の会議におきまして修正を要するとされた項目がございましたので、この点につきましては、後日、提案していただきました都県と事務局との間で調整をいたします。その上で、提案・要望事項につきましては、政府等関係各方面に対しまして、実現のための要請活動を行うこととしておりますので、各都県の皆様のご協力をお願い申し上げます。

続きまして、本年度の春の会議で決議しました提案・要望事項の措置

状況につきましては、お手元の資料2のとおりでございます。内容につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、協議事項(2)の「令和5年度関東地方知事会歳入歳出予算(案)」につきまして、事務局長から説明をお願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料3の2枚目をご覧ください。

令和5年度の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ117万1,000円となっております。内訳は次のページに記載してございますが、幹事会で協議させていただいておりますので、説明は省略いたします。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○会長

ただいま説明のございました予算案につきまして、何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

(なし)

よろしゅうございますか。それでは、令和5年度予算案につきましては、原案のとおり承認することとさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。それでは、案のとおり承認することといたします。

(4) 子どもの安全管理の徹底に向けた取組みについて（決議）

○会長

次に、「5 子どもの安全管理の徹底に向けた取組みについて」の決議でございます。お手元の資料4をご覧ください。

これは本県からの提案でございますので、私から説明をいたします。文面を読み上げたいと存じます。

「子どもの安全管理の徹底に向けた取組みについて（決議）」。

令和4年9月5日に、静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、3歳女児が送迎バスに置き去りにされ死亡するという、大変痛ましい事故が発生いたしました。幼く尊い命が失われたことにいたたまれない気持ちと、悲しみを禁じえません。

亡くなられたお子様の御冥福をお祈り申し上げるとともに、御遺族の皆様に対して心からお悔やみ申し上げます。

教育・保育施設等におけるバス送迎等の安全管理の徹底につきましては、令和3年7月に福岡県の認可保育所で発生した同様の事案を受けて、各自治体や各施設等が一丸となって再発防止に取り組んでいたにもかかわらず、再度、この度の事故が発生してしまったことは、痛恨の極みであります。

子どもは未来を担う大切な宝であり、子どもの命を守り、育むことは、私たち幼児教育・保育に携わる者の責務であります。

関東地方知事会は、このような事故が二度と起こることのないよう、国や市町村と連携・協力し、全ての教育・保育施設等における安全管理の徹底に向けて、断固とした決意を持って、全力で取り組み、安全安心な子育て環境を確保することをここに決議します。

以上でございます。静岡県で起きた出来事ではございますが、この波紋は全国に広がっており、多くの方にご心配をおかけしてしまっております。

こうしたことに対応し、安全安心な子育て環境を確保していけるように、関東知事会の決議という形で、強いメッセージを発信させていただきたいと思っております。

ただいまの説明について、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なし)

よろしいですか。それでは、皆様方のご賛同をもちまして決議とさせていただきます。誠にありがとうございました。

本日予定しておりました協議事項につきましては全て終了いたしました。

(5) その他

○会長

それでは、次の「6 その他」ということで、何かご発言ございますか。

(なし)

よろしゅうございますか。

それでは、次回の会議開催について、ご案内を申し上げます。

次回の会議につきましては、来年5月24日に都道府県会館で開催を予定しております。

また、申合せによりまして、来年度は長野県が会長県になりますので、長野県の阿部知事からご挨拶をお願いいたします。

○長野県知事

それでは、私ども長野県が来年度は会長県を務めさせていただきます

ので、是非、皆様方にはご協力をお願いいたします。

また、川勝知事には、本年度の会長県として、すばらしい会場でのおもてなしをいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

今、お話がありましたように、春の会議は東京開催になりますが、秋の会議は長野県で開催させていただきたいと思っております。しっかりおもてなしをできる準備をしていきたいと思っておりますので、皆様方のご来県をお待ち申し上げます。

本当に来年度、ご協力をお願いいたします。ありがとうございます。

○会長

どうもありがとうございました。

長野県には「りんご三兄弟」というのがあるんですね。

○長野県知事

はい。川勝知事にもいろいろお買い求めいただきありがとうございます。ありがとうございます。

○会長

楽しみにしております。

(6) 閉会

○会長

それでは、以上をもちまして、令和4年度定例第二回（秋）関東地方知事会議を閉会いたします。皆様、長時間お疲れさまでございました。

非常に有意義な、また活発なご意見をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

(終了)